

連載企画：金融庁職員が語る！金融行政の実務 ～監督・モニタリング部門編③～

金融庁の組織や実務について、幹部職員や担当職員との対談を通してわかりやすく紹介します。12月号・1月号に引き続き、金融機関・金融システムの健全性・安定性等に関する監督・モニタリングを担当している監督・モニタリング部門について掘り下げていきます。今回が監督・モニタリング部門編の最終回となります。

※本インタビューの活字化等にあたり、東京大学の安齋由里菜さん、桑原佑弥さん、高橋亮弥さん、新田凜さんの協力を得ました。

<対談企画の参加者>

服部 孝洋	東京大学公共政策大学院特任准教授
柳瀬 護	金融庁総括審議官
楠本 純	金融庁監督局銀行第一課大手銀行モニタリング参事官室特別検査官
池田 友理	金融庁監督局銀行第一課大手銀行モニタリング参事官室・ 総合政策局リスク分析総括課検査監理官室モニタリング企画調整官
神谷 槇子	金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室金融犯罪対策連携調整官

金融庁によるマネー・ローンダリング対策

服部：神谷さんはリスク分析総括課の金融犯罪対策室に所属しているとのことですが、マネー・ローンダリング（マネロン）対策の取組みを説明してもらえますでしょうか。

神谷：私の業務は、マネロンなど金融サービスが不正に利用されるリスクに関連するものです。定量的・定性的な情報に基づいてリスクプロファイルを評価し、リスクに応じて検査等を行う、といった業務を行っています。

横串のモニタリング部署のため、あらゆる業態の金融機関を対象としています。実際に検査に行く部隊のほか、検査の企画を行う部隊や、広義の監督的な話も扱っています。

服部：マネロン対策について金融庁ではこれまでどういう問題意識で取り組まれてきたのでしょうか。

神谷：私のいる「金融犯罪対策室」は元々「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」という名前でした。

金融庁にこの室ができたのは2018年です。当時、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）による第4次対日審査を控え、その対応を含め金融機関のマネロン対策に係るモニタリングを企画する部署として設置されました。FATFとは、マネロン対策に係る政府間会合で、マネロン対策の国際基準を定めるとともに、加盟国のマネロン対策について相互審査を実施しています。4次審査の結果は2021年の夏に公表されましたが、金融庁についても金融機関についても、もっと取組みを強化する必要があるという指摘がなされました。そうした指摘も踏まえて、金融機関においてマネロン対策に係る基礎的な態

勢整備がなされるよう、検査などを通じて促してきました。

たとえば、金融機関は顧客の本人確認や、取引をモニタリングして、怪しいお金の動きなどがあったら、疑わしい取引の届出を行う必要があります。金融庁は、こうした義務が適切に履行できるような態勢が整っているかという点を確認しています。検査・モニタリングの結果、こうした態勢整備が不十分な一部の金融機関には業務改善命令も行っています。

これがマネロン対策関係で金融庁が実施してきたことの大きな流れですが、それとは別に、2024年頃から著名人に成りすましたSNS上の詐欺が増え、警察だけでなく、資金移転を担う金融機関を監督する金融庁としても、こうした詐欺などにフォーカスして対策を講じていかなければならないという問題意識が高まりました。2024年7月に室の名前も「金融犯罪対策室」にくり替えして、詐欺等の犯罪への対策にも取り組んでいます。

なお、こうした金融犯罪対策は庁内の他部署とも連携して対応しています。個社ごとに監督する部署（縦軸）である監督局証券課や銀行第一課、総合政策局内の暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室のほか、サイバーセキュリティ等の対策を担うITサイバー・経済安全保障監理官室などと定期・不定期での情報交換を行いながらそれぞれが各種施策を進めています。

服部：金融犯罪対策室としては、具体的にどのような取り組みをしていますか。

神谷：例えば、口座不正利用対策の強化を預金取扱金融機関に対して求めています。詐欺などの被害金の振込先やその後の資金移転に使われている口座は、犯罪者が自分の口座を使っているわけではなく、正規に作られた後に売買されたものなどが多いとされています。そうした口座の犯罪利用を止めるために、口座開設時やそ

の後の検知、検知後の口座凍結等の対応など、多層的に様々な段階で講じるべき対策について、2024年8・月に要請文を出し、昨年9月には犯罪動向を踏まえてアップデートした要請文も発出しました¹。要請文を踏まえた金融機関の取組状況についてはフォローアップを行っています。

他には、預金取扱金融機関間での情報共有に係る取組みが挙げられます。政府が2025年4月に策定した「国民を詐欺から守るための総合対策2.0²」にも掲げられています。個々の金融機関が把握できる情報のみで犯罪者の口座や詐欺被害が疑われる送金を検知することには限界があります。そこで、ある金融機関が不正利用と判断した口座に係る情報を他の金融機関にも共有していく。共有を受けた金融機関としては、その口座から送金を受けている口座があれば、それは共犯者の口座である可能性が高いので、その口座も凍結等の措置を講じることが可能となる、といった仕組みが構築できないかと考えています。

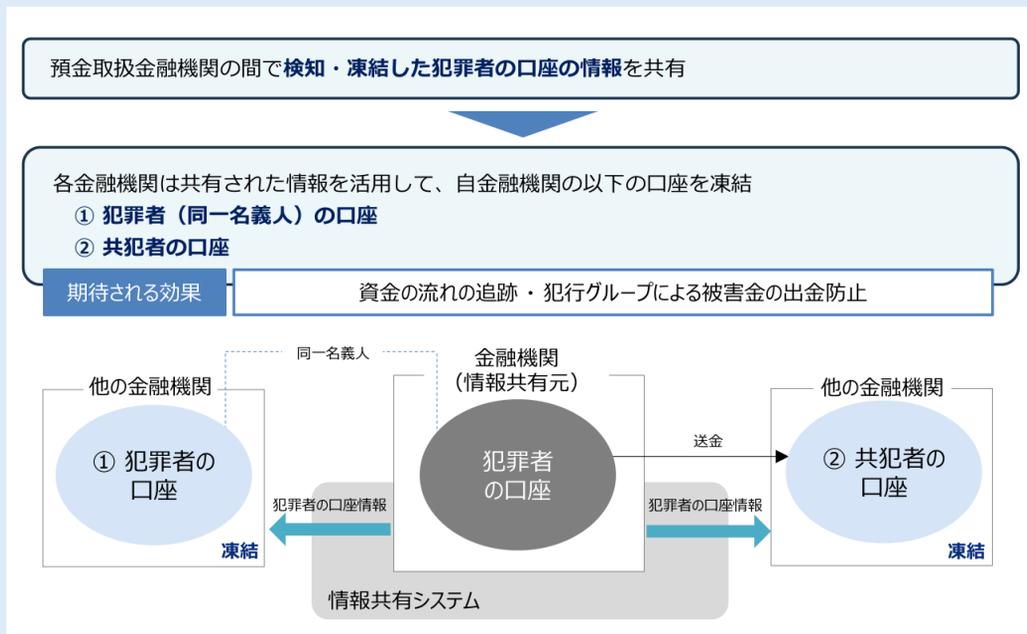


写真：神谷調整官

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/honbun-1.pdf>

図表1 預金取扱金融機関間での不正利用口座の情報共有の枠組み



令和7年度の補正予算において、こうした金融機関間での不正利用口座に係る情報共有を行うためのシステム構築に係る予算が措置されました。情報共有のためのシステム構築を行う事業者に対して補助金を出すことを予定しています。

ノウハウの共有という意味では、全国各地で例えばその地域のトップ地銀がリードする形で、金融機関間でマネロン対策や犯罪対策などのノウハウを共有するためのフォーラムが開催されており、金融庁はそうしたフォーラムの開催も支援しています。

服部：警察とはどのように連携しているのでしょうか。

神谷：警察庁とは日常的にやり取りをしています。個別事案というよりは、今度新しくこう

いった施策ができないかといったやりとりが多いですね。先ほどご紹介した要請文の発出や広報活動なども警察庁と連名で行っています。

また、金融機関と警察の連携も進んでいます。たとえば、「埼玉モデル」と呼ばれる連携事例があります。都道府県警察において、不正利用口座に係るデータを金融機関に連携し、金融機関側では当該データに関連する取引等を調査し、その結果を警察に還元します。警察では、還元された情報をもとに、被害が懸念される方に接触し、被害拡大防止を図るといふものです。こうした連携の動きは、全国各地に広がり、また、全国規模の金融機関と警察庁との連携も進んでいます。金融機関も意識高く犯罪対策に目を向けてくれていると感じます。

図表2 金融機関と警察の連携の例（出典：埼玉りそな銀行³）



³ <https://www.saitamaresona.co.jp/security/saitamamodel/>

広報活動

神谷：政策的な話でもう一つ申し上げますと、警察庁のほか業界団体とも連携した広報活動を行っています。そのひとつが、「あなたの返信が、犯罪を防ぐ。」という内容の動画とポスターです⁴。

金融機関の口座開設時に自分の住所や職業を登録していると思いますが、本人が正しく口座を利用しているか金融機関は定期的に確認を行っています。はがきやメールを送り、回答を

お願いするのですが、なかなか返信いただけないのが実情です。一人ひとりの返信が、口座を悪用する犯罪者を炙り出すことにつながり得るため、こうしたお客様情報の確認に回答していただくことの重要性を国民の皆様にご理解・ご協力いただきたいという内容です。こうした広報活動は金融庁や各業界団体でばらばらに行ってきましたが、ワンボイスで発信できるよう、統一的なコンテンツを作成しました。

図表3 「あなたの返信が、犯罪を防ぐ。」



服部：こういう情報をコンビニやウェブなどで発信しているわけですね。

神谷：はい、YouTubeなどのオンライン媒体や新聞に掲載するほか、金融機関にもデータで提供しています。近所のATMの壁にポスターが貼ってあるのを私も見ました。

くわえて、昨年末からは、口座売買は犯罪である旨を訴えるショート動画を用いた広報を、同じく官民一体で行っています⁵。同様にオンライン媒体やコンビニで流してしまして、電車

広告も予定しています。こうした広報コンテンツは若い方々にも見ていただきたいと思っていて、どうやったらリーチできるんだろうといったことをいつも考えています。

柳瀬：口座売買の話がありましたが、若い人たちが安易に銀行口座を売却し、それは犯罪なので逮捕されたり、口座を開設できなくなったりして、若者が将来を棒に振ることを防ぐ、といった役割もあるということです。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241210-2/20241210.html>

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251128/20251128.html>

図表4 「口座売買は犯罪です。」



金融庁におけるやりがい

神谷：現在の仕事で言うと、一つのテーマについて明確な「あるべき方向」に向けて、官民間問わず関係者と連携しながら、何ができるのか、こんなことはできないか、といったことを日々考えるということが非常に面白いと感じます。また、仕事を通じて、国民の皆様の安心・安全につながり得ることをしているという実感があります。

柳瀬：第一回で監督の定義の話をしました。このような試みは、狭義の意味での金融監督とは全く異なりますよね。この部署は、警察庁とも連携して業務を行っており、まさに政策的な金融行政の最たるものと言えるでしょう。

池田：私も金融庁での仕事は非常に面白いと感じています。まず、資金の流れを通じて社会・経済を俯瞰できる点が魅力です。時々で最も注目されている分野に資金が向かいますので、どの領域のビジネスが盛り上がっているのか、社会が何を求めているのか、どこにリスクがあるのか、といった動向を把握することができます。そのうえで、行政官であるからこそ、必要な主体・分野に適切に資金が行き届いているか、もし行き届いていないのであればどのような政策が

必要か、金融機関の健全性とどのようにバランスを取るべきかなど、幅広い観点から検討することができます。複雑な要素を総合的に考える必要があるため難しさはありますが、それだけにやりがいを感じます。

金融は「経済の血液」や「インフラ」と言われるように、産業横断的な広がりを持ち、海外から地方まで様々な領域をつないでいます。学生の頃は、文系と理系の両方の要素を含む学問であること、そして多様なバックグラウンドを持つ人々が学んでいることに魅力を感じ、金融を専攻していました。もともと社会の仕組みや多様性・幅広さに関心のある性格なのだと思います。こうした背景もあり、金融庁に入り、政策課題に応じて金融業界に限らず様々な企業や団体と、金融や経済の発展に向けて直接議論できる機会があることも、個人的には非常に面白いと感じています。

現在の監督・モニタリング業務について申し上げると、（『半沢直樹』の）黒崎検査官のような強面な側面もありますが、根底には「金融システムの安定のために」という思いがありますので、やりがいを感じるのは、やはりその役割を少しでも果たせていると感じられる時です。

先ほど話に出たマネロン対策も含め、金融機関が直面するリスクは年々複雑化しています。こうした状況下で、金融庁が監督・モニタリング業務を通じて、時に様々な金融機関の状況を比較しながら、取組事例やフィードバックを提供することが、ある金融機関にとっては突破口になったとの声をいただくことがあります。少しでもその金融機関、ひいてはその先にいる預金者や投資家、そして金融システムのために貢献できたのかな、と感じる瞬間です。

楠本：金融庁でのやりがいについて二点ほど申し上げます。一点目は、業界全体への働きかけ、大きな方針の打出し、フレームワークのデザインといった巨視的な仕事ができるという点です。例を挙げると、数年前に保険行政に携わっていた際、経済価値ベースのソルベンシー規制という新しい規制の導入に携わりました。保険会社に限りませんが、金融規制は金融機関の経営上の重要なパラメータの一つでもあります。そのため、規制を大きく変える場合には、金融機関のみならず様々なステークホルダーも含めて議論を重ね、それぞれの立場からのメリット・デメリットもよく勘案して方向性を定めていく必要があります。私の役割は、そのために外部有識者・業界関係者からなる会議を組織し、事務局として報告書をまとめていくことでしたが、非常に楽しく仕事を進めることができました。これは放っておけば誰かがやってくれたことではなく、やはり金融庁ならではの仕事だろうと思います。

二点目は、一步引いた目線から、金融機関全体のガバナンス、経営、リスク管理・統制が適切に機能しているかを検証できる点ことです。個別具体の金融実務については金融機関の職員の方が我々よりも詳しいはずですが、自分の担当分野以外の全てを把握できるわけではありません。巨大な金融機関であればあるほど業務分野は細分化されますし、ビジネスの推進とリスクへの対応の双方が組織全体として上手く機能しているのかは検証が難しいものです。

一方、我々は独立した立場から上記のような

観点で金融機関全体の状況を検証する立場にあります。また、個別の金融機関のみならず、業務上得た視点を他の金融機関や他の業態にも横展開することで、業界全体、さらには金融システム全体の向上に繋げていくこともできます。こうした点は金融庁のユニークな部分だと思います。

服部：先日、金融庁の方と、日本証券業協会（日証協）など自主規制機関の話をしました。金融庁からみると、自主規制機関は政策ツールという側面もあるのですよね。金融庁としても細かくすべてを規制できないところ、証券会社で協会を作り、自ら社会的に望ましいことを縛る一方で、金融庁は日証協を監督することによって一定のコントロールを有するということです。保険会社も自主規制機関を作るかという議論になったわけですが、民間にいと、日証協の理解一つとっても違うのだな、と感じました。

柳瀬：おそらく焦点が異なるのでしょうか。我々は「金融」と言いながらも、個々の金融機関のミクロな業務を一つ一つ見ているわけではありません。その分、金融庁の仕事は複雑で分かりにくいいため、その面白さが「見えてくるまで多少時間がかかる」という難しさは正直あると感じています。

ですから、その時々を担当分野の専門性に過度にフォーカスするべきではないということをお自身は若い職員に良く強調しています。どのように金融機関や世の中を動かしていくのか、というより広範な専門性こそが、君たちが本来育てるべき「エキスパティーズ」なのだ。そこを見誤ってしまうと、2年ごとに部署が変わって「また新しいことをやらなければならないのか」という話になってしまいます。しかし、そうした経験を通じて、どのような分野においても変わらない、大きな組織がどのように機能し、それを動かすとはどういうことなのか、ということを理解できるようになることが重要なのです。

服部：本日はありがとうございました。